

京都府内酒造メーカーの皆様へ

「京の酒」付加価値向上支援事業補助金の御案内

関税措置の影響に加え、急激な生産コスト増に直面する酒造メーカーの皆様が、京都府内酒米を使った「京の酒」の商品について、今年度の新酒を製造する前段階から行う商品の付加価値向上に向けた取組を応援します。

区 分	内 容
補助対象者	京都府内に事業所を有する者の内、以下のいずれかに該当する事業者 ① 京都府内の酒造会社及び京都府内の酒造会社で構成する団体 ② 京都府内産酒米を使用し、酒税法（昭和28年法律第6号）第3条の7に定める清酒を製造する者 ③ 前2号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者
対象事業	京都府内産酒米※を使用した、自社製品の付加価値向上を実現するための取組 ※京都府内で、京都府が推奨する酒米品種（祝（祝2号を含む）、五百万石、京の輝き）を用いて生産された酒米をいう （事業例） ①商品ラベル等販促資材のデザイン作成 ②商談会等への出展
対象経費	自社製品の付加価値向上を実現するために必要な、原材料費（酒米購入費は除く）、報償費、委託費、広告宣伝費、出展費、旅費など （ただし、人件費、汎用性の高い物品（パソコン、通信機器、車両など）の購入、飲食接待費、租税公課（消費税など）、振込手数料、その他補助対象経費として不適当と知事が認める経費は除きます）
対象期間	交付決定日～令和8年1月末日までに実施された事業
事業費及び補助率	補助額：補助対象経費の1／2以内 補助金上限額：500千円 （ただし消費税及び地方消費税は補助対象外とする）
予定件数	40件程度（予算の範囲内で決定します）
募集期間	令和7年8月25日（月曜日）～9月30日（火曜日）



（お問い合わせ先） 京都府農林水産部農産課京の米・豆・保険係
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
電話：075-414-4967 E-mail:nosan@pref.kyoto.lg.jp.